

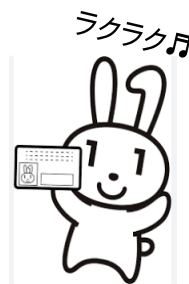
マイナンバーカード 出張受付サービスのご案内

市職員があなたの職場に伺います

あなたの職場で申請を受け付けます
あとは自宅で受け取るだけ！

職員がご指定の場所に出向き、**無料の顔写真撮影**を含めたマイナンバーカード申請を受け付けます。約 1 か月半後にマイナンバーカードをご自宅で受け取ることができます。**(書留郵便)**

市役所へお出かけいただくことなくマイナンバーカードを作成できるこのサービスを、ぜひご活用ください！



出張申請の申込について

- 対象団体
 - ①米子市内に事業所・事務所などを置く事業者等（企業、病院、学校など）近隣市町村に所在する場合は、ご相談ください。
 - ②米子市内の団体等（自治会、各種サークル活動団体など）
※申込条件について、詳しくはウラ面をご確認ください。
- 実施日程 申込団体のご担当者様と日程調整させていただきます。
(平日の午前 10 時から午後 4 時までの数時間)
- 申込方法 ご希望日の 2 週間前までに下記まで、電話、電子メール、ファクシミリなどでご連絡ください。

お問い合わせ先

米子市役所 市民二課 市民相談担当
〒683-8686 鳥取県米子市加茂町 1 丁目 1 番地（市役所本庁舎 1 階）

TEL : (0859) 23-5376

FAX : (0859) 23-5391

Email : shimin-2@city.yonago.lg.jp

※市ホームページから申込書等をダウンロードできます。
マイナンバーカード出張受付ホームページ

<https://www.city.yonago.lg.jp/27148.htm>

出張申請の申込条件

※すべての条件を満たすことが必要です。

- 対象団体からの申込であること(オモテ面の「対象団体」欄をご確認ください。)
- 申請者本人が米子市の住民登録者であること
- 申請希望者数が概ね5名以上見込まれること
(5名未満の場合はご相談ください。)
- 申込団体で申請会場・駐車場(車1台分)や受付用机・イスなどを用意できること(例:事務所会議室、地域集会所など)
- 既にマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと
- 申請者本人が申請日から2か月以内に転居・転出の予定がないこと
- 申請者本人が申請会場に来ることができること

申請に必要なもの

- 本人確認書類(次の①を2点、または①と②を各1点ずつの計2点が必要です。)
 - ①顔写真付きのもの
運転免許証、パスポート、障がい者手帳、特別永住者証明書、在留カード、運転経歴証明書<平成24年4月1日以降に発行されたもの> など
 - ②顔写真が無いもの(氏名と住所、または氏名と生年月日が記載されたもの)
健康保険証、年金手帳、特別医療受給資格証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、新型コロナワクチン接種証明書 など
- その他
 - ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
 - ・マイナンバー通知カード(紛失された方はお知らせください)

申請受付からカード交付までの流れ

- ①ご予約後、希望日の2週間前までに出張申請申込書を提出していただきます。希望者リストは、希望日の1週間前に提出してください。必要書類は、市ホームページからダウンロードできます。また、連絡いただければ担当より申請用紙一式をメールでお送りします。
- ②市職員が職場へ出向き、無料での顔写真撮影、本人確認、申請サポート、マイナンバーカードの説明を行います。1人あたり15分程度の時間を要します。(30分程度で、3人の同時進行による申請手続きも可能)
- ③約1か月半後、申請者のご自宅に郵便局員が伺いますので、「書留郵便」(転送不可)の封書をお受取りください。
- ④不在票がポストに入っていた場合は、急ぎ郵便局に連絡し、再配達の依頼をしてください。郵便局が封書を保管する期間は7日間です。お早目にお受取り下さい。